

○中能登町企業誘致条例施行規則

平成17年12月19日

規則第115号

中能登町企業誘致条例施行規則(平成17年中能登町規則第88号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、中能登町企業誘致条例(平成17年中能登町条例第169号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条第3項の規定による申請は、当該事業所の設置の工事(以下「工事」という。)に着手しようとする日(以下「着手予定日」という。)の30日前までに様式第1号の企業誘致助成対象企業指定申請書(以下「指定申請書」という。)により行わなければならない。

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業内容の特徴並びに生産及び販売の計画を記載した書類
- (2) 事業所の設置に要する経費及び資金調達の計画を記載した書類
- (3) 従業員の雇用計画を記載した書類
- (4) 事業所の位置及び施設の配置図
- (5) 法人にあつては、次に掲げる書類

ア 定款及び商業登記簿の謄本

イ 直近の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、その他業務、財産及び損益の状況を示す書類

ウ 法人の沿革及び現況を記載した書類

- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定の通知)

第3条 町長は、指定申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、様式第2号の企業誘致助成対象企業指定通知書により当該企業に通知するものとする。

(変更事項の届出)

第4条 指定企業は、指定申請書及びその添付書類に記載された事項に変更があつたときは、遅滞なく様式第3号の変更届出書によりその旨を町長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第5条 指定企業の地位は、合併、その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

2 指定企業の地位を承継しようとする者は、あらかじめ様式第4号の承継承認申請書を町長に提出して、その承継を受けなければならない。

3 前項の申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(工事着手の届出)

第6条 指定企業は、工事に着手したときは、遅滞なく様式第5号の工事着手届出書を町長に提出しなけ

ればならない。

2 前項の届出書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(事業開始の届出)

第7条 指定企業は、事業を開始したときは、遅滞なく様式第6号の事業開始届出書を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、事業開始時における当該事業所の現況を示す書類を添付しなければならない。

(事業廃止等の届出)

第8条 指定企業は、事業を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく様式第7号の事業廃止(休止)届出書を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第9条 条例第6条第1項の規定による申請は、様式第8号の企業誘致助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)により行わなければならない。

2 前項の申請書には、町長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第10条 町長は、交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、様式第9号の企業誘致助成金交付決定通知書により当該企業に通知するものとする。

2 条例第7条第2項の規定による助成金の交付は、助成金の額により、別表に定める年度に区分して交付するものとする。

(助成金の請求)

第11条 助成金の請求は、様式第10号の企業誘致助成金請求書により行わなければならない。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の前日までに、改正前の中能登町企業誘致条例施行規則(平成17年中能登町規則第88号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後もその効力を有する。

附 則

1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。

別表(第10条関係)

企業誘致助成金の交付区分

助成金の額	交付区分
2,000,000円以上10,000,000円未満	1か年度で交付
10,000,000円以上50,000,000円未満	2か年度以内に分けて交付
50,000,000円以上	3か年度以内に分けて交付
備考 助成金の額を定める場合において、100,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	